

保留地申込者心得書

尾島東部土地区画整理組合

第1条 申し込み者は、この心得及び尾島東部土地区画整理組合保留地処分規程を守らなければならない。

第2条 申し込みしようとする者は、案内図によりあらかじめ現地を確認して申し込むものとする。

第3条 買い受け申込人は、組合の指定する買受申込書と共に申し込み保証金として、売買価格の100分の10以上の金額を保証金納入書に添え指定した期日までに組合の指定口座に納付すること。

第4条 買受申込書および保証金納入書の文字は明確に記入し、誤記又は加除したときはその箇所に証印すること。

第5条 申し込み者を決定したときは、すみやかに売却決定通知書及び所定の土地売買契約書を交付する。

第6条 売却決定を受けた者は、その通知を受けた日から2週間以内に所定の土地売買契約書により契約を締結しなければならない。

第7条 買受人は、先に納入した申し込み保証金を契約保証金に充当するものとする。

2 契約保証金は、土地売買代金に繰り入れするものとする。

第8条 買受人は、土地売買契約を指定の期間内に締結しないときは、契約保証金の還付を求めることができない。

第9条 買受人は、契約の日から60日以内に土地売買代金の残額を完納しなければならない。

第10条 買受人は、売買代金を完納したときは、当該土地の引き渡しを求め、その土地を使用し又は収益することができる。

第11条 売買した保留地の所有権移転登記は、土地区画整理法第107条第2項に規定

する換地処分に伴う登記の完了後に申請するものとする。

2 前項の登記に要する諸費用は、買受人の負担とする。

第12条 次の各号の一に該当すると認める者（代理人を含む）は、今後の公売に際し申し込みを受け付けないものとする。

（1）成年被後見人又は被保佐人

（2）保留地申込者心得書及びこの保留地処分規程に基づく指示に従わない者

（3）買受人となり、土地売買契約を締結しなかった者

（4）土地売買契約を忠実に履行しなかった者、又はその契約事項の履行を妨害した者

（5）その他本組合の事業に不都合の行為があった者

第13条 保留地の一部に電柱及び電柱を支える線及び支柱がある画地は、所有権移転登記完了後、東京電力株式会社等と借地交渉があることを承知の上申し込むこと。

第14条 その他申し込みにあたり、この心得各条の解釈及び明記のない事項については、本組合の指示に従うこと。